

# 定期積金

2024年4月1日現在

商品名 (愛称)	定期積金 (スーパー積金)
1. 販売対象	・法人、個人
2. 契約期間	・1年以上5年以下
3. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・定期または回数にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・100円単位
4. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
5. 利息 (給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書 (通帳) に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
6. 税金	・個人のお客さまの給付補填金は分離課税20% (国税15%、地方税5%) となります (なお、マル優は利用できません) ※1 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ※2 平成28年1月1日から法人に係る利子割 (お受取利息から特別徴収する地方税5%) が廃止され、特別徴収は行わないこととなります。 ・法人は総合課税となります
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率) ・あらかじめ指定した日 (月1回) に、普通預金等からの自動振替によって掛金の払込みができます なお、掛込日が休業日の場合は翌営業日になります
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)
10. 金利情報の入手方法	・金利 (年利回り) は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部 (9時~17時、電話: 0120-15-2489) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会 (電話: 078-341-8227)、東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い

	<p>て共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます</li> <li>▪ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>▪ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）</li> </ul>

## 日新信用金庫